



和歌山市公報

令和5年（2023年）3月27日
号外第8号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
14	和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	2
15	和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（公園緑地課）	2
16	市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（総務課）	3
17	和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（行政経営課）	3
18	和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（保健対策課）	5
19	和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・（総務企画課）	5
20	和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	9
21	和歌山市公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	10
22	和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	11
23	和歌山市財務規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（出納室）	11
24	和歌山市物品管理規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（出納室）	17

【訓令】

3	和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・（行政経営課）	17
4	和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	17

【告示】

117	公示送達（令和4年度第8期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	18
118	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	18
119	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	19
120	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	20
121	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	20
122	公募設置等設置計画の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農林水産課）	20
123	公示送達（後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	23
124	公示送達（後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	23
125	生活保護法の規定により指定した施術機関からの廃止の届出・・・・・・・・・・・・（生活支援第1課）	23
126	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	23
127	公示送達（令和4年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・（介護保険課）	24
128	城閣入場料及び和歌山城歴史資料館使用料に係る指定納付受託者の指定・・・・（和歌山城整備企画課）	24

【公告】

○	所有者又は管理者を確知できない特定空家等について・・・・・・・・・・・・・・・・（空家対策課）	24
○	道路位置の指定・・（建築指導課）	25

【 議会告示 】

- 1 和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程・・・・・・・・・・・・（議会総務課） 25
- 2 和歌山市議会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程・・・・・・・・（議会総務課） 54
- 3 和歌山市議会事務局処務規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（議会総務課） 54
- 4 和歌山市議会公印規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（議会総務課） 55

【 選挙管理委員会告示 】

- 20 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 55

【 教育委員会告示 】

- 6 教育委員会臨時会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 56

【 監査委員告示 】

- 1 和歌山市監査委員が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程・・・（監査事務局） 56

【 固定資産評価審査委員会告示 】

- 1 和歌山市固定資産評価審査委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（固定資産評価審査委員会事務局） 57

【 規 則 】

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和5年3月23日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第14号

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1 職種別基準表行政職給料表職種別基準表（1）中「スポーツ推進専門員」を「ツーリズム推進専門員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月23日揭示済）

和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第15号

和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山市児童遊園条例施行規則（昭和53年規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表北島児童遊園の項を削る。

別表北中島一丁目児童遊園の項の次に次のように加える。

北野城屋敷児童遊園	和歌山市北野字城屋敷574番1
-----------	-----------------

別表神前児童遊園の項の次に次のように加える。

神前馬乗免児童遊園	和歌山市神前字馬乗免539番18
-----------	------------------

別表小雑賀児童遊園の項の次に次のように加える。

小雑賀中浜畑児童遊園	和歌山市小雑賀字中浜畑631番5
------------	------------------

別表次郎丸塩ノ口第2児童遊園の項の次に次のように加える。

新太田公園	和歌山市太田字老人島694番5
-------	-----------------

別表園部野徳児童遊園の項の次に次のように加える。

園部野徳第2児童遊園	和歌山市園部字高木1181番5
------------	-----------------

別表中浜西第2公園の項の次に次のように加える。

中ふじと児童遊園	和歌山市中宇藤戸638番46
----------	----------------

別表直川堂ノ平児童遊園の項の次に次のように加える。

直川堂ノ平第2児童遊園	和歌山市直川字堂ノ平1074番7
-------------	------------------

別表ふじと台22号公園の項の次に次のように加える。

ふじと台23号公園	和歌山市栄谷字高塚977番269
-----------	------------------

ふじと台25号公園	和歌山市栄谷字高塚977番302
-----------	------------------

別表満屋上澤児童遊園の項の次に次のように加える。

満屋上澤第2児童遊園	和歌山市満屋字上澤1番11
------------	---------------

満屋上澤第3児童遊園	和歌山市満屋字上澤23番6
------------	---------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月24日揭示済)

市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第16号

市長の職務を代理する者の順序を定める規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する者の順序を定める規則（平成18年規則第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「越智副市長」を「佐藤副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月27日揭示済)

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第17号

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山市行政組織規則（平成15年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公民共創室 次に掲げる事務

ア 公民共創事業に係る民間事業者等と担当部局との連携体制の構築の調整に関すること。

イ 公民共創事業の伴走支援に関すること。

第6条の2第2項第3号を削り、同条第4項第1号に次のように加える。

ウ シティプロモーションの総合調整に関すること。

第6条の8第3項第2号イを同号ウとし、同号ア中「青岸エネルギーセンター（）」を「清掃工場（）」に改め、「以下この項において「清掃工場規則」という。」を削り、「和歌山市青岸エネルギーセンター」の次に「及

び同表に規定する和歌山市青岸クリーンセンター」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 搬入ごみの処理及び処分に関すること。

第6条の8第3項第2号に次のように加える。

エ センターの施設見学に関すること。

第6条の8第3項第3号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、その次に次のように加える。

ウ し尿等の処理計画及び調整（センターに係るものに限る。）に関すること。

第6条の8第3項第3号オを削る。

第6条の9第2項第2号ア中「実地（集団）指導・監査等」を「指導監査等」に改め、同号に次のように加える。

オ 介護サービス事業者からの事故報告に関すること。

第6条の9第2項第3号中エを削り、オをエとし、同項に次の1号を加える。

（4）障害福祉サービス指導班 次に掲げる事務

ア 指定障害福祉サービス事業者等の実地指導及び監査に関すること。

イ 自立支援給付費の不正請求に係る額の認定に関すること。

第6条の10第3項第12号中「（他課の所管に属するものを除く。）」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条第6項第1号カ及び第3号エ中「飲料水、プール水、」を削り、同項を同条第5項とする。

第6条の11第4項中第26号及び第27号を削り、第28号を第26号とする。

第6条の14第1項第4号を削る。

第6条の15第2項中「、運用」を削り、同項第2号中「企画調査班」を「技術管理班」に改め、同号カを次のように改める。

カ 工事の技術的事項に係る指導及び連絡調整に関すること。

第6条の15第2項第2号に次のように加える。

キ 工事の監督事項に係る連絡調整に関すること。

ク 建設に係る設計積算に関すること。

第6条の15第2項第3号を削る。

第6条の17第1項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 住宅に係る計画策定に関すること。

イ 市営住宅長寿命化計画の総括に関すること。

第6条の17第1項第1号中ウ及びエを削り、オをウとし、カをエとし、キをオとし、その次に次のように加える。

カ 事前復興計画に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

キ スカイトウンつつじが丘に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第6条の17第1項第1号中クからコまでを削り、サをクとし、同項第2号に次のように加える。

エ マンション管理適正化推進計画に関すること。

第6条の17第1項第4号を削る。

第6条の18第1項第2号に次のように加える。

サ 都市計画法第12条の4に基づく地区計画等に関すること。

第6条の18第4項第3号中ウを削り、エをウとする。

別表第1市長公室の部企画政策部の款企画政策課の項中「東京事務所」を「公民共創室、東京事務所」に改め、同表健康局の部保険医療部の款指導監査課の項中「介護事業所指定班」の次に「、障害福祉サービス指導班」を加え、同部健康推進部の款新型コロナワクチン接種調整課の項を削り、同表産業交流局の部農林水産部の款農林水産課の項中「、集落排水班」を削り、同表都市建設局の部建設総務部の款技術管理課の項中「企画調査班、建設基準班」を「技術管理班」に改め、同部建築住宅部の款住宅政策課の項中「、スカイトウンつつじが丘分譲班」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済）

和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第18号

和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山市保健所長に対する事務委任規則（平成15年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第15項第1号中「同条第8項」を「同条第10項」に改め、同項第2号及び第3号中「同条第7項及び第8項」を「同条第9項及び第10項」に改め、同項第4号中「第12条第6項」を「第12条第8項」に改め、同項第24号中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同項第25号中「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改め、同項第26号中「第44条の7第5項及び第6項」を「第44条の11第5項及び第6項」に改め、同項第27号中「第44条の7第8項」を「第44条の11第8項」に改め、同項第47号中「第26条の3第1項（）」の次に「法第44条の3の2第6項又は法第50条の3第6項において準用する場合及び」を加え、同項第48号中「第26条の3第3項（）」の次に「法第44条の3の2第6項又は法第50条の3第6項において準用する場合及び」を加え、同項中第83号を第85号とし、第82号を第84号とし、第81号を第83号とし、第80号を第82号とし、同号の前に次の1号を加える。

（81）法第50条の3第4項の規定により検体又は病原体について検査を実施し、その結果を厚生労働大臣及び知事に報告すること。

第15項中第79号を第80号とし、第68号から第78号までを1号ずつ繰り下げ、同項第67号中「第44条の5第1項」を「第44条の6第1項」に改め、同号を同項第68号とし、同項第66号の次に次の1号を加える。

（67）法第44条の3の2第4項の規定により検体又は病原体について検査を実施し、その結果を厚生労働大臣及び知事に報告すること。

第16項第4号を次のように改める。

（4）法第8条の規定により予防接種を受けることを勧奨すること。

第16項第7号及び第8号を削り、同項第6号中「予防接種の対象者」を「定期の予防接種の対象者」に、「予防接種の種類」を「予防接種の種類等」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「政令」を「予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。次号において「政令」という。）」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

（5）法第9条の3の規定により定期の予防接種等に関する記録を作成し、保存すること。

（6）法第9条の4の規定により必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は必要な事項の報告を求めること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済）

和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第19号

和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第8項」を「同条第10項」に改める。

第3条の3第2項第2号及び第3号中「第44条の7第9項」を「第44条の11第9項」に、「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同条第4項第2号及び第3号中「第44条の7第9項」を「第44条の11第9項」に、「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改める。

第7条の2第1項中「第26条の3第1項」の次に「（法第44条の3の2第6項又は法第50条の3第6項において準用する場合を含む。）」を加え、「、法第15条第3項第7号若しくは第10号に掲げる者又はその保護者に対し」を削り、同条第2項中「第26条の3第3項」の次に「（法第44条の3の2第6項又は法第50条の3第6項において準用する場合を含む。）」を加え、「、法第15条第3項第7号若しくは第10号に掲げる者又はその保護者に対し」を削る。

第7条の3後段を削る。

別記様式第2号の3中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改める。

別記様式第2号の4中「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改める。

別記様式第14号の2及び別記様式第14号の3を次のように改める。

別記様式第14号の2（第7条の2関係）

感染症検体提出等命令書

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市保健所長



第26条の3第1項（
第44条の3の2第6
項又は第50条の3第
6項において準用する の規定により、
場合を含む。）
第26条の4第1項
第50条第1項

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

検体を提出すべき

次のとおり 感染症の病原体を提出すべき ことを命じます。

検体の採取に必ずべき

検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体の採取に必ずべきことを命令する理由	
検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体の採取の日時又は期限	年 月 日 時 分
検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体の採取の方法	
そ の 他	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第14号の3（第7条の2の2関係）

感染症検体収去措置書

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市保健所長

印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第26条の3第3項（第44条9の3の2第6項又は第50条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定により、
第26条の4第3項
第50条第1項

検体又は感染症の病原体を無償で収去
次のとおり 検体を採取 します。

検体若しくは感染症の病原体の収去又は検体の採取の措置を実施する理由	
検体若しくは感染症の病原体の収去又は検体の採取の日時又は期限	年 月 日 時 分
検体若しくは感染症の病原体の収去又は検体の採取の方法	
措置の対象となる死体（検体の採取の措置を実施する場合に限る。）	
その他	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済）

和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第20号

和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則

和歌山市事務決裁規則（平成15年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中「東京事務所」を「公民共創室 東京事務所」に改める。

別表第1共通決裁事項の一般に関する事項の表第8項中「廃止を除く」を「改正に限る」に改め、「重要なもの」の次に「（改正に限る。）並びに制定」を加え、同表第28項を次のように改める。

28 情報公開及び個人情報保護に関すること。										
(1) 公文書の開示請求並びに個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する処分を決定すること。	軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの							軽易なものにあつては総務課長、重要なものにあつては総務部長及び総務課長、特に重要なものにあつては総務局長、総務部長及び総務課長
(2) 個人情報ファイル簿に関すること。	○									

別表第1共通決裁事項の財務に関する事項の表第2項第7号を次のように改める。

(7) 報償費	ア イ及びウ以外のもの	100万円未満のもの	500万円未満のもの	500万円以上のもの						
	イ ウ以外の物品の購入	100万円未満のもの	500万円未満のもの	500万円以上のもの			○			
	ウ 単価契約を結んでいる物品の購入	○					○ （直接購入できる物品の購入を除く。）			

別表第1共通決裁事項の財務に関する事項の表第7項第7号を次のように改める。

(7) 予算の流用及び配当替え	軽易なもの		重要なもの					○	重要なもの	重要なもの
-----------------	-------	--	-------	--	--	--	--	---	-------	-------

別表第2個別決裁事項の総務局総務部に関する事項の表人事課の項第21号を次のように改める。

21 衛生委員会等の事務を処理すること及び委員の選任に関すること。		○（委員の選任に関するものを除く。）			委員の選任に関すること。	
-----------------------------------	--	--------------------	--	--	--------------	--

別表第2個別決裁事項の健康局保険医療部に関する事項の表指導監査課の項第7号中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同項第11号の次に次の2号を加える。

12 指定障害福祉サービス事業者等に関する指導、監査等に関すること。	○					
13 指定障害福祉サービス事業者等に対する勧告、命令等に関すること。		○				

別表第2個別決裁事項の健康局保険医療部に関する事項の表介護保険課の項第12号を削る。

別表第2個別決裁事項の福祉局社会福祉部に関する事項の表障害者支援課の項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第19号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第2個別決裁事項の産業交流局農林水産部に関する事項の表農林水産課の項第11号から第13号までを削る。

別表第2個別決裁事項の消防局に関する事項の表消防署の項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を削り、第6号を第2号とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済）

和歌山市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第21号

和歌山市公印規則の一部を改正する規則

和歌山市公印規則（平成4年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1専用公印の表20の項中「和歌山市介護保険条例（平成12年条例第101号）第22条又は第23条に規定する通知書」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定に基づく保有個人情報の提供に係る通知書」に改め、同表33の項を次のように改める。

33	削除
----	----

別表第1専用公印の表36の項中「許可書、承認書、検査済証、通知書、認可書及び」を削る。

別表第2専用公印の表中

33	33
集 落 排 水 用	集 落 排 水 用
和 歌 山	を 削除 に改める。
市 長 印	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済）

和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第22号

和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

和歌山市職員被服等貸与規則（昭和63年規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表保育所の項中「夏季用」を「夏期用」に、「冬季用」を「冬期用」に改める。

別表農林水産課の項を次のように改める。

農林水産課	現場作業に従事する 職員	作業服（上、下）	2	3
		ヘルメット	1	3
		雨着	1	2
		防寒着	1	4
		ゴム長靴	1	2
		安全靴	1	2

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済）

和歌山市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第23号

和歌山市財務規則の一部を改正する規則

和歌山市財務規則（昭和39年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第38条中「支払地を指定金融機関が受領した日の翌日中に支払のために提示することができる地域を記載したもので」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、支払地は全国の区域とする。

第42条の2の見出し中「市税」を「市税等」に改める。

第50条第2項を削る。

第54条第17号及び第18号を削る。

第55条の2中「、所属長」を「所属長」に改め、「もつて」の次に「、施行令第161条第1項第13号及び第14号の経費に係る支払いの場合には資金前渡金差引簿その他支払内容が確認できるものをもつて、」を加える。

第56条中「常時の費用に係るもの」の次に「（施行令第161条第1項第13号及び第14号の経費に係るものを除く。）」を、「までに、」の次に「常時の費用に係るもののうち、施行令第161条第1項第13号及び第14号の経費に係るもの並びに」を加える。

第56条の2第2項を削る。

第57条に次の1号を加える。

(5) 和歌山市就学援助費支給規則（令和5年規則第 号）の規定に基づく就学援助費

第89条第6項第4号、第6号及び第7号中「並びにその督促手数料及び」を「及びその」に改める。

第195条中「督促手数料、」を削る。

別表第1議会事務局の項中「議会総務課副課長」を「議会政策課副課長」に、「議会総務課総務班長」を「議会政策課政策第1班長」に改める。

別表第4消防局の部中消防署の項から北消防署の項までを削る。

第21号様式（その1）中「督」を削り、同様式（その3）から（その5）までの規定中「督促手数料」を削る。

第24号様式（その1）、（その5）、（その7）及び（その9）並びに第25号様式（その1）、（その6）、（その8）、（その9）及び（その11）中「督促手数料」を削る。

第28号様式（その1）中

「

ゆう ち よ 銀 行	払込先口座番号				払込先加入者名				和歌山市会計管理者			払込日	
	通帳記号 <small>（※）</small>				通帳番号（右詰めで記入。）				種目コード			市の指定する日	
	1			0	*						1	6	6
										1	7	6	

」

を

「

ゆう ち よ 銀 行	払込先口座番号				払込先加入者名				和歌山市会計管理者			払込日	
	通帳記号 <small>（※）</small>				通帳番号（右詰めで記入。）							市の指定する日	
					*								

」

に改め、「令和」を削り、

「

G	漁業集落排水処理施設使用料	受付日の翌月以降の納期に係る使用料から	-	-	/	30
H	農業集落排水処理施設使用料	振替(払込)を開始・停止(廃止)します。	-	-	/	
I	地域汚水処理施設使用料 <small>（表紙※1参照）</small>	受付日の翌月以降の納期に係る使用料から	-	-	/	
		振替(払込)を開始・停止(廃止)します。			/	

」

を

「

G	地域汚水処理施設使用料 <small>（表紙※1参照）</small>	受付日の翌月以降の納期に係る使用料から	-	-	/	
		振替(払込)を開始・停止(廃止)します。			/	

」

に改める。

第28号様式の2（その1）中

「

ゆう ち よ 銀 行	払込先口座番号				払込先加入者名				和歌山市会計管理者			払込日	
	通帳記号 <small>（※）</small>				通帳番号（右詰めで記入。）				種目コード			市の指定する日	
	1			0	*						1	6	6
										1	7	6	

」

を

「

ゆう ち よ 銀 行	払込先口座番号				払込先加入者名				和歌山市会計管理者			払込日	
	通帳記号 <small>（※）</small>				通帳番号（右詰めで記入。）							市の指定する日	
					*								

」

に改め、「令和」を削り、

「

G	漁業集落排水処理施設使用料	受付日の翌月以降の納期に係る使用料か	-	-	/	30
H	農業集落排水処理施設使用料	ら振替(払込)を開始・停止(廃止)します。	-	-	/	
I	地域汚水処理施設使用料 <small>（表紙※1参照）</small>	受付日の翌月以降の納期に係る使用料か	-	-	/	
		ら振替(払込)を開始・停止(廃止)します。			/	

」

を

G 地域汚水処理施設使用料 (表紙※1参照)	受付日の翌月以降の納期に係る使用料から振替(払込)を開始・停止(廃止)します。	-	-						
------------------------------	---	---	---	--	--	--	--	--	--

に改める。

第29号様式（その2）及び（その3）中「督促手数料」を削る。

第29号様式に次の1様式を加える。

第35号様式中「督促手数料」を削る。

第36号様式（その1）中「督促手数料」及び「督促料」を削り、同様式（その2）中「督促手数料」を削る。

第69号様式（その1）、（その2）、（その4）、（その6）、（その8）、（その12）及び（その13）中「督促手数料」を削り、同様式に次の1様式を加える。

第69号様式(その14)

領収証書	冊
第	頁つづり
号から 号まで	
欠	枚
使用枚	枚
書損	枚
年 月 日から	
年 月 日まで	
取扱員	

領収証書(和歌山市) (控)	
番号	取扱箇所
納入義務者	
年度	会計別
科目	
摘要	金額(税込み)
合計	
%対象	円
うち消費税	円
%対象	円
うち消費税	円
* 軽減税率対象	
登録番号:	
上記の金額領収しました。	
年 月 日	
和歌山市出納員	
和歌山市現金取扱員	印
取納台帳 記入済	摘要
○ この領収証書の金額を訂正したものと及び出納員氏名印又は現金取扱員氏名印のないものは無効です。	

領収番号

領収証書(和歌山市)	
番号	取扱箇所
納入義務者	
年度	会計別
科目	
摘要	金額(税込み)
合計	
%対象	円
うち消費税	円
%対象	円
うち消費税	円
* 軽減税率対象	
登録番号:	
上記の金額領収しました。	
年 月 日	
和歌山市出納員	
和歌山市現金取扱員	印
取納台帳 記入済	摘要
○ この領収証書の金額を訂正したものと及び出納員氏名印又は現金取扱員氏名印のないものは無効です。	
○ この領収証書は、大切に保存してください。	

領収番号

領収証書(和歌山市) (原符)	
番号	取扱箇所
納入義務者	
年度	会計別
科目	
摘要	金額(税込み)
合計	
%対象	円
うち消費税	円
%対象	円
うち消費税	円
* 軽減税率対象	
登録番号:	
上記の金額領収しました。	
年 月 日	
和歌山市出納員	
和歌山市現金取扱員	印
取納台帳 記入済	摘要
○ この領収証書の金額を訂正したものと及び出納員氏名印又は現金取扱員氏名印のないものは無効です。	

領収番号

第143号様式中（その1）中「督促手数料」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、この規則による改正前の和歌山市財務規則（以下「旧規則」という。）第89条第6項第4号、第6号及び第7号並びに第195条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際、現に存する旧規則の様式による用紙は、この規則による改正後の和歌山市財務規則の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（令和5年3月27日揭示済）

和歌山市物品管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第24号

和歌山市物品管理規則の一部を改正する規則

和歌山市物品管理規則（昭和51年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第21条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

別表第2議会事務局の項中「議会総務課総務班長」を「議会政策課政策第2班長」に改める。

別表第3の8の項中「原材料出納簿」及び「21」を「削除」に改め、同表の9の項中「生産品出納簿」及び「21」を「削除」に改める。

別記様式第8号及び別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第8号及び別記様式第9号 削除

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済）

【 訓 令 】

和歌山市訓令第3号

和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市副市長事務担任規程の一部を改正する規程

和歌山市副市長事務担任規程（平成29年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「越智副市長」を「佐藤副市長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済）

和歌山市訓令第4号

和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市文書取扱規程（平成3年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「掲げる組織」の次に「、公民共創室」を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第117号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和4年度	第8期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和5年3月31日に変更する。

（別紙省略）

（令和5年3月22日揭示済）

和歌山市告示第118号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年3月11日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年3月6日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年3月14日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年3月22日揭示済)

和歌山市告示第119号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び大新公園、 松下公園及び太田第2公園	令和5年3月1日、同月7日、同月8日、同月9日、同月10日、 同月13日及び同月14日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年3月22日揭示済)

和歌山市告示第120号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年3月23日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年12月2日及び同月10日	令和4年12月22日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年12月8日	令和4年12月22日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年12月6日	令和4年12月22日
和歌山市内一円市道上、松江浜代児童遊園、新南公園、河岸公園、東公園及び無料駐輪場	令和4年12月5日、同月6日、同月7日、同月12日、同月14日及び同月15日	令和4年12月22日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年3月22日揭示済)

和歌山市告示第121号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月23日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年3月23日揭示済)

和歌山市告示第122号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨認定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月23日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 公募設置等計画提出者 J A三井リース株式会社（代表法人）
J A三井リース建物株式会社（構成員）
株式会社MMA DESIGN（構成員）
日本土木建設株式会社（構成員）

城善建設株式会社（構成員）

コアグローバルマネジメント株式会社（構成員）

- 2 認定をした日 令和5年2月3日
- 3 認定の有効期間 工事着手日から20年間
- 4 公募対象公園施設の場所 和歌山市明王寺85外
四季の郷公園内指定場所（別紙のとおり）

和歌山市告示第123号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和4年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和5年3月24日揭示済)

和歌山市告示第124号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和5年4月11日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年3月24日揭示済)

和歌山市告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	廃止年月日
和あ134-23	久保 健	和歌山市有本190-3（あん摩・マッサージ）	令和5年3月1日
和は1-26	久保 健	和歌山市有本190-3（はり・きゅう）	令和5年3月1日

(令和5年3月24日揭示済)

和歌山市告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和5年3月24日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
32-67	直川67号線	和歌山市直川4番1地先 ～ 和歌山市直川556番1地先	800.0	8.40 ～ 15.30

(令和5年3月24日揭示済)

和歌山市告示第127号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和4年度第10期の納期は令和5年4月6日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年3月27日揭示済)

和歌山市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
大阪府大阪市西区南堀江3丁目9番13号
株式会社ギフトパッド
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
 - (1) 城閣入場料
 - (2) 和歌山城歴史資料館使用料
- 3 指定をした日
令和5年3月24日
- 4 指定の期間
令和5年4月1日から同年7月1日まで

(令和5年3月27日揭示済)

【 公 告 】

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確認できないため、同法第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月23日

和歌山市長 尾花正啓

1 対象となる特定空家等の概要

- (1) 所在地 雑賀崎1863番地39、1863番地40、1863番地62、1863番地77
 (2) 用途 旅館
 (3) 構造 鉄筋コンクリート造一部木造、3階建て
 (4) 規模 延床面積 937㎡

2 所有者等に命ずる必要な措置の内容

3措置の期限までに、当該建築物を除却すること。

3 措置の期限

令和5年5月22日

期限までに措置が履行されない場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）

）が当該措置を行う。

4 動産等の取扱い

市長等が当該措置を行うときは、当該特定空家等に残置されている動産等を撤去し、処分するため、動産等について権利を主張しようとする者は、3措置の期限までに搬出すること。

5 問い合わせ先

和歌山市都市建設局建築住宅部空家対策課

電話：073-435-1091

（令和5年3月23日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和5年3月23日 和建指第2725号	和歌山市有本字琵琶 首113番11、1 13番13、114 番1、135番1	和歌山市本町4-43-1 サンビル本町2B 株式会社MTestate 代表取締役 田端 裕	6.00m×35.73m 35.73m

（令和5年3月27日揭示済）

【 議 会 告 示 】

和歌山市議会告示第1号

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月27日

和歌山市議会議長 戸田正人

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（個人識別符号）

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

（1）次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範

囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が

同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法として議長が定めるものは、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報

報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書）

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記様式第1号）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第16条第2項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。）を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

（開示決定通知書）

第12条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（別記様式第2号）とする。

2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第3号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第13条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別記様式第4号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第14条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記様式第5号）とする。

（第三者意見照会書等）

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、意見照会書（別記様式第6号）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、意見照会書（別記様式第7号）とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記様式第8号）とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（別記様式第9号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当

該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

（1）録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

（2）前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

（1）求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

（2）開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

（3）事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

（4）写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（訂正請求書）

第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第10号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第19条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第11号）とする。

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（別記様式第12号）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第20条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記様式第13号）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第21条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第14号）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（別記様式第15号）とする。

（利用停止請求書）

第23条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第16号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第24条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第17号）とする。

2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（別記様式第18号）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第25条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第19号）と

する。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第26条 条例第43条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第20号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問通知書（別記様式第21号）により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会告示第1号）の施行後遅滞なく」とする。

別記様式第1号（第9条関係）

整理番号 _____

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）和歌山市議会議長

（ふりがな）
氏 名 _____
住所又は居所
〒 _____ 電話番号（ ） _____

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等

<p>ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ） <実施の希望日> _____ 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。</p>
--

3 本人確認等

<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人</p>
<p>イ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア）本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） （イ）本人の氏名 _____ （ウ）本人の住所又は居所 〒 _____ 電話番号（ ） _____</p>
<p>ウ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>
<p>エ 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>

4 所管課（記入しないでください。）

	電話番号（ ） _____
--	---------------

別記様式第2号（第12条関係）

整理番号 _____

保有個人情報開示決定通知書

指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

- 1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

- 2 不開示とした部分とその理由

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期 間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時 間：

場 所：

(3) 交付手数料の額

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用

- 5 所管課

電話番号 ()

- 6 備考

- (注) 1 事務所において開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 この決定に対するお問い合わせ等は、上記の所管課までお寄せください。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第3号（第12条関係）

整理番号 _____

保有個人情報不開示決定通知書

指令 第 _____ 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
所管課	電話番号 ()
備考	

（注）この決定に対するお問い合わせ等は、上記の所管課までお寄せください。

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号（第13条関係）

整理番号 _____

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
所管課	電話番号（ ）
備考	

別記様式第5号（第14条関係）

整理番号 _____

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 年 月 日

様

和歌山市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
所管課	電話番号 （ ）
備考	

別記様式第6号（第15条関係）

整理番号 _____

意見照会書

第 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長

印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	(和歌山市議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

別記様式第7号（第15条関係）

意見照会書

整理番号

第 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第19条第1項による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	(和歌山市議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

別記様式第8号（第15条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）和歌山市議会議長

（ふりがな）
 氏 名 _____
（法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者名）
 住所又は居所
 〒 _____
（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付で照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1）支障（不利益）がある部分 （2）支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

別記様式第9号（第15条関係）

整理番号 _____

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



あなたから 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
所管課	電話番号 ()
備考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第10号（第18条関係）

整理番号 _____

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）和歌山市議会議長

（ふりがな）
 氏 名 _____
 住所又は居所
 〒 _____ 電話番号（ ） _____

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日 付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 〒 _____ 電話番号（ ） _____
3 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
4 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 所管課（記入しないでください。） _____ 電話番号（ ） _____

別記様式第11号（第19条関係）

整理番号

保有個人情報訂正決定通知書

指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
所管課	電話番号 ()
備考	

(注) この決定に対するお問い合わせ等は、上記の所管課までお寄せください。

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第12号（第19条関係）

整理番号 _____

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

指令 第 _____ 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
所管課	電話番号 ()
備考	

（注）この決定に対するお問い合わせ等は、上記の所管課までお寄せください。

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第13号（第20条関係）

整理番号 _____

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
所管課	電話番号（ ）
備考	

別記様式第14号（第21条関係）

整理番号_____

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
所管課	電話番号 ()
備考	

別記様式第15号（第22条関係）

整理番号 _____

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



市長等に提供している次の保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内容及び理由	(訂正理由)

別記様式第16号（第23条関係）

整理番号 _____

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）和歌山市議会議長

（ふりがな）
氏 名 _____
住所又は居所
〒 _____ 電話番号（ ） _____

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第39条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日 付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （1）本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） （2）本人の氏名 （3）本人の住所又は居所 〒 _____ 電話番号（ ） _____
3 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
4 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 所管課（記入しないでください。） 電話番号（ ） _____

別記様式第17号（第24条関係）

整理番号 _____

保有個人情報利用停止決定通知書

指令 第 _____ 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
所管課	電話番号 ()
備考	

(注) この決定に対するお問い合わせ等は、上記の所管課までお寄せください。

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第18号（第24条関係）

整理番号 _____

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

指令 第 _____ 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
所管課	電話番号 ()
備考	

（注）この決定に対するお問い合わせ等は、上記の所管課までお寄せください。

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第19号（第25条関係）

整理番号 _____

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
所管課	電話番号（ ）
備考	

別記様式第20号（第26条関係）

整理番号 _____

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
所管課	電話番号 ()
備考	

別記様式第21号（第27条関係）

諮問通知書

整理番号 _____

第 号
年 月 日

様

和歌山市議会議長



年 月 日付け和歌山市議会議長に対する審査請求について、次のとおり和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等 〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問第 号
所管課	電話番号 ()
備考	

(令和5年3月27日揭示済)

和歌山市議会告示第2号

和歌山市議会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月27日

和歌山市議会議長 戸田正人

和歌山市議会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程
和歌山市議会が管理する個人情報の保護に関する規程（平成20年議会告示第2号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月27日揭示済)

和歌山市議会告示第3号

和歌山市議会事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月27日

和歌山市議会議長 戸田正人

和歌山市議会事務局処務規程の一部を改正する規程
和歌山市議会事務局処務規程（昭和39年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。
第1条中「議会総務課 総務班」を「議会政策課 政策第1班、政策第2班」に、「議事調査課 議事班、調査広報班」を「秘書広報課 秘書広報班」に改める。

第7条を次のように改める。

（事務分掌）

第7条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

議会政策課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) ほう賞及び表彰に関する事。
- (3) 文書の收受及び発送に関する事。
- (4) 人事、諸給与等に関する事。
- (5) 事務局に属する予算の総括に関する事。
- (6) 課に属する予算及び経理に関する事。
- (7) 物品の受払に関する事。
- (8) 議場及び関係各室の管理に関する事。
- (9) 事務局に係る行財政改革の実施の総括に関する事。
- (10) 政務活動費に関する事。
- (11) 本会議に関する事。
- (12) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する事。
- (13) 全員協議会等に関する事。
- (14) 議案、請願書、陳情書等の受理及び取扱いに関する事。
- (15) 議決事項の通知及び報告に関する事。
- (16) 会議録の調製及び保管に関する事。
- (17) 議会において行う選挙に関する事。
- (18) 議会の先例に関する事。
- (19) 議会の傍聴に関する事。
- (20) 本会議、委員会等の中継に関する事。
- (21) 議案、政策等の立案補助に関する事。
- (22) 関係法規及び例規の解釈に関する事。

- (23) 議員研修会に関する事。
- (24) 各種の調査資料の収集及び統計に関する事。
- (25) 議案の資料調査に関する事。
- (26) 各種調査事項の照会及び回答に関する事。
- (27) 議会図書室に関する事。
- (28) 行政視察の受入れに関する事。
- (29) 交渉団体等の庶務に関する事。
- (30) その他調査及び議事に関する事。
- (31) 他課の所管に属しない事。

秘書広報課

- (1) 儀式、交際及び秘書に関する事。
 - (2) 自動車に関する事。
 - (3) 議長会等に関する事。
 - (4) 広報委員会に関する事。
 - (5) 議会の広報に関する事。
 - (6) 各種刊行物に関する事。
 - (7) 課に属する予算及び経理に関する事。
 - (8) 交渉団体等の庶務に関する事。
 - (9) その他秘書及び広報に関する事。
- 2 班の事務分掌は、課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月27日揭示済)

和歌山市議会告示第4号

和歌山市議会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月27日

和歌山市議会議長 戸田正人

和歌山市議会公印規程の一部を改正する規程

和歌山市議会公印規程（昭和47年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第5項、第4条、別記様式第1号並びに別記様式第2号中「議会総務課長」を「議会政策課長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月27日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】**和歌山市選挙管理委員会告示第20号**

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年3月23日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西勉己

- 1 日時 令和5年3月30日（木）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地

和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

3 案件

- (1) 選挙人名簿に登録するについて
- (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
- (3) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和5年3月23日揭示済)

【 教育委員会告示 】

和歌山市教育委員会告示第6号

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年3月27日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和5年3月28日（火） 午後6時から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- (1) 2月定例市議会について
- (2) 和歌山市子ども・子育て会議委員の推薦について
- (3) 和歌山市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の廃止について
- (4) 和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正について
- (5) 和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
- (6) 人事案件について
- (7) その他

(令和5年3月27日揭示済)

【 監査委員告示 】

和歌山市監査委員告示第1号

和歌山市監査委員が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月27日

和歌山市監査委員 森田昌伸
同 上 柳野純夫
同 上 山本宏一
同 上 井上直樹

和歌山市監査委員が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

和歌山市監査委員が管理する個人情報の保護に関する規程（平成20年監査委員告示第2号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月27日揭示済)

【 固定資産評価審査委員会告示 】

和歌山市固定資産評価審査委員会告示第1号

和歌山市固定資産評価審査委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月27日

和歌山市固定資産評価審査委員会
委員長 田中繁夫

和歌山市固定資産評価審査委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

和歌山市固定資産評価審査委員会が管理する個人情報の保護に関する規程（平成20年固定資産評価審査委員会告示第1号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済）